

平成17年7月1日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第13号

熊本武道館条例施行規則の一部を改正する規則
熊本武道館条例施行規則（昭和46年熊本県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第10条」を「第15条」に改める。
- 第2条、第3条及び第7条を削る。
- 第4条中「条例第4条」を「条例第5条第1項」に改め、「使用期間の初日の7日前までに」を削り、「教育委員会」を「熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第2条とする。
- 第5条中「3日前まで」を「7日前まで」に改め、同条を第3条とする。
- 第6条中「条例第5条」を「条例第7条」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第5条 条例第8条第3項ただし書の規定により、既納の使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により、熊本武道館（以下「武道館」という。）を使用することができなくなったとき。
 - (2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。
 - (3) 教育委員会が管理上の必要により使用の許可を取り消したとき。
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、熊本武道館使用料還付申請書（別記第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第8条を第6条とする。

第9条中「条例第5条」を「条例第7条」に改め、同条を第7条とする。

第10条から第14条を2条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中「別記第1号様式（第4条関係）」を「別記第1号様式（第2条関係）」に、別記第2号様式中「別記第2号様式（第4条関係）」を「別記第2号様式（第2条関係）」に、別記第3号様式中「第3号様式」を「別記第3号様式（第2条関係）」に、別記第4号様式中「別記第4号様式（第5条関係）」を「別記第4号様式（第3条関係）」に、別記第5号様式中「第5号様式（第7条関係）」を「別記第5号様式（第5条関係）」に、「熊本武道館使用料返還申請書」を「熊本武道館使用料還付申請書」に、「熊本県知事」を「熊本県教育委員会」に、「使用料を返還」を「使用料を還付」に、「返還申請の理由」を「還付申請の理由」に、別記第6号様式中「第6号様式（第8条関係）」を「別記第6号様式（第6条関係）」に、別記第7号様式中「第7号様式（第8条関係）」を「別記第7号様式（第6条関係）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、熊本武道館条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第31号）の施行日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本武道館条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本武道館条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本武道館条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第14号

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則
熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則（昭和53年熊本県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条、第8条及び第9条を削る。

第3条第1項中「有料公園施設を使用しようとする者は」を「熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号。以下「条例」という。）第5条第1項に定める有料公園施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は」に、「教育委員会」を「熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項中「第4条の許可」を「第3条の許可」に改め、同項を第6項とし、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条を第5条とし、同条第1項各号列記以外の部分及び第1号並びに第2号を次のように改める。

第5条 条例第8条第3項ただし書の規定により、既納の使用料を返還する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により、施設を使用することができなくなったとき。